

平成20年5月28日

工事請負業者 各位

川 崎 市 長

「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」の改正について（通知）

「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」を下記のとおり改正しますのでお知らせします。

なお、「川崎市建設工事低入札価格調査運用指針」第2において、低入札価格調査を行う基準となる価格は最低制限価格と同様の率で設定するとされており、この改正に伴い、低入札調査の調査基準価格の算出方法も同様の方式に変更となります。

#### 1 改正内容

「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」第3条の「算出基礎割合」を求める方法を、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を設計金額の合計額で除した割合とします

ただし、その割合が10分の8.5を越える部分にあつては10分の8.5と、10分の7に満たない場合にあつては10分の7とします。

旧	新
① 直接工事費の100%	① 直接工事費の95%
② 共通仮設費の100%	② 共通仮設費の90%
③ 現場管理費の20%	③ 現場管理費の60%
	④ 一般管理費の30%

#### 2 施行年月日

平成20年6月1日

（6月1日以降に入札公告、指名通知を行う入札に適用します。）

※改正後の「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」をご覧ください。

財政局管財部契約課 担当  
電話 044-200-2098, 2100